

流山市社会福祉協議会よりお知らせ

日常生活自立支援事業(すまいる)の 「生活支援員」として地域の高齢者などを 支援してみませんか？



流山市社会福祉協議会では、ご高齢の方や知的・精神障害のある方など、日常生活において判断能力に不安のある方との契約により、日常生活における福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援・大事な書類のお預かりなどを通じて、利用者の方々が地域で安心した生活を送れるようお手伝いをする「日常生活自立支援事業(愛称:すまいる)」を行っています。

実際に利用者の支援として、支援計画に基づいて定期的に利用者のご自宅を訪問し、必要に応じた福祉サービスの利用援助(見守り・手続きのお手伝いなど)や預貯金の出し入れ、支払い代行を行う「生活支援員」として、一定の研修を受けた市民の方にご協力いただいています。

- 応募資格**
- ・20歳以上概ね70歳未満
 - ・ボランティア活動や福祉に関心を持ち、生活支援員として専門員(流山市社協職員)と協力して取り組んでいただける方(現役の民生委員・児童委員やホームヘルパーとして活動されている方は除きます)
 - ・平日で週1回、1～2時間程度活動が可能な方
 - ※銀行の窓口での手続きが可能な時間帯が中心となります
- 待遇**
- ・身分:社会福祉協議会非常勤職員
 - ※雇用契約を締結します
 - ・活動時間(ご自宅からの往復移動を含む)
1時間あたり 1,200円 ※毎回1～2時間程度

- お申込み**
- ・流山市社会福祉協議会福祉係にご連絡 ☎04-7186-6758
 - ⇒市社協窓口にお越しいただき詳しい説明をいたします。
(事前学習用の資料やDVDをご覧いただくこともあります)
 - ⇒千葉県社協の「生活支援員養成研修」を受講いただきます。
 - ⇒受講後「登録」となり、実際利用者をご担当いただく際に写真付き履歴書などをご提出いただき、雇用契約を締結します

ご応募お待ちしております！